



金沢市公報

号外第15号

平成19年(2007年)4月9日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ
● 監査公表	
○ 監査公表 (第14号)	
(監査事務局)	1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人 林幹二から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成19年4月9日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

平成19年3月28日

金沢市監査委員	山	形	紘	一	様
金沢市監査委員	中	島	秀	雄	様
金沢市監査委員	上	田	忠	信	様
金沢市監査委員	増	江		啓	様

包括外部監査人 林 幹 二

「補助金等の事務の執行等について」

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び金沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)

補助金等の事務の執行等について

3. 特定の事件(テーマ)を選定した理由

「補助金」については過年度において包括外部監査のテーマとして選定された経緯はあるが、昨今の三位一体改革の進行や金沢市の行政改革推進に伴い、再度体系的に検討を加える必要があると考え、選定した。

4. 外部監査の方法(監査の要点および主な監査手続)

(1) 監査要点

補助金等の交付事務の合規性、とくに公益上の必要性についての説明責任を果たし得る事務が行われているかを監査要点とした。

即ち、補助金等に公益性、必要性、透明性、公平性等の観点から検討を加え、問題点の把握とその解決のための方策を導き出すことを最終目標とした。

(2) 主な監査手続

監査手続は、先ず補助金の全体像を把握するため補助事業の全てについてアンケート調査を実施し、その中から金額的に重要な案件および所謂少額補助金の内から選定した幾つかの案件について補助金申請から交付に至る一冊類を査閲し、所管課に対するヒアリングを実施した。また必要に応じ現地視察を行った。

5. 監査対象

(1) 監査の対象

「補助金等」とは、補助金、交付金および負担金を指すが、主には補助金を網羅的に監査対象とし、交付金および負担金については問題があると判断した代表例のみを監査対象とした。この際、個別検討の対象を選定した基準等については後述する。

(2) 監査対象期間

平成17年度を対象としたが、必要に応じて過年度および平成18年度の一部についても監査対象とした。

6. 外部監査の実施期間

平成18年6月9日から平成19年3月5日まで

7. 外部監査の補助者

早川 晃治(公認会計士)
塚崎 俊博(公認会計士)
横田 雅裕(公認会計士)
南波 洋行(公認会計士)
橋場 紀之(公認会計士)
内田 清隆(弁護士)

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査のスタンス

1. 監査の目的

多くの地方自治体において財政再建の必要性から補助金を見直そうという動きが見られる。こうした動きの最大公約的意図は「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日総務事務次官通知)に次の通り記されている。

7 自主性・自律性の高い財政運営の確保

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

- ① 自らの財政状況を分析した上で、事務・事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化のための計画を策定するなど、自主的かつ主体的に財政構造の改善に努めること。

(2) 補助金等の整理合理化

- ① 様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進すること。
- ② 終期の設定やPDCAサイクルに則った定期的見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減すること。

PDCAサイクル

計画策定 (Plan) → 実施 (Do) → 検証 (Check) → 見直し (Action) のサイクル

ここに読み取れるのは、慣例化・既得権化した補助金を廃止・縮減することにより財政支出をスリム化した財政の健全化に資するべきという考えである。昨今の地方財政の逼迫を考えると当然の対応である。

しかし、それでは景気が回復し歳入に余裕ができる状況になったらばこうした補助金の見直しは必要なくなるのであろうか。

補助金を見直そうとすると、その視点はつぎの2つに別けて考える必要がある。

補助金制度の見直し

現行の個別補助事業の見直し

①補助金制度の見直し

補助金を是認する条件として幾つかの条件が考えられる。

- ア. 公益性
- イ. 必要性
- ウ. 透明性
- エ. 公平性
- オ. 執行事務の合規性 etc.

これらの条件への適合性に関する評価システムの構築や補助事業者が負う義務についてのチェックシステム、見直しの時期(終期の設定の在り方)、要綱等の整備の必要性等について検討し、財政再建とは別の次元で今後どう在るべきかを見直さなければならぬ。

同時に市民協働というこれからの地方自治の在り方のなかで補助金を如何に考

えるかという点についても明確な方針が求められる。

②現行の個別補助事業の見直し

現行の補助事業については、制度発足から長期間が経過し既に当初の役割を終えているものや時代に即応しなくなっているものがあると懸念され、或いはそもそも補助金として支出することが適当であったのか等の問題点をも抱えている。

監査のスタンスとしては、こうした補助金についてそれが公益上必要であることを市当局および補助事業者が説明できるのかを確認しようとするものである。こうした補助事業を個々に見直し、整理するとともに金沢市の政策実現のためにより効率的・効果的な補助金の交付を実現しなければならぬ。

こうした個々の補助事業の見直しに際し、上記①の補助金制度の見直しが行なわれれば場当たり的な見直しになりかねず、長期的に政策実現を可能にすることはできない。

以上のように現行の個別補助事業を再吟味するなかで問題点を整理し、こうした問題点を解決するための制度をシステム的に確立する必要がある。

そこで本件監査においては、補助金の全体像を把握するに必要なだけの個別補助事業を個々に点検し、そこから明らかとなる金沢市の補助金についての問題点を整理しその解決に必要なシステムづくりのために市当局および市民はどう対処すべきかを導き出すことを目的とした。かといって補助金のシステムづくりの提言を行うことが監査の最終目的でもない。あくまでも個々の補助金の実証的検討を通して問題点を探索することが監査の目的であり、それに伴いその解決に対する提言は当然に必要と考えた。

また、個々の補助事業そのものを評価しその存続や縮減についての意見を述べることも最終的な目的ではない。結果的には個別補助金の幾つかについては廃止すべきとの意見を付することになったが、それは公益上の必要性を説明できないことによる当然の結果である。しかしこうした補助金が一部に存続していることの現実を如何に改善するかは明快なシステムを構築できるかどうかには懸かっている。

外部監査の報告書として、読者が市民であることを前提にして考えた時、そのボリュームは150ページ程度が限度であると考ええる。本報告書の理解のために種々の資料を掲載することが望ましいとも考えたが、そのための読み難さを考慮し、資料等はできるだけコンパクトに掲載するよう心掛けた。

2. 「補助金等」の定義

(1) 「補助金等」とは

「補助金等」とは予算上19節に分類される科目、即ち「負担金、補助及び交付金」を指す。

細節としての負担金、補助金、交付金はつぎの通り定義される。

「負担金」 地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出するなど当然負担すべきものとして交付する金銭

「補助金」 特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認められた場合に対価なくして支出するもの

「交付金」 報償として、あるいは奨励のために一方的に交付する金銭

これら3者は概念的には整理には必ずしも明確ではないものがある。負担金や交付金とすべきものが補助金として分類されたり、その逆もあり得る。問題点の存在が予想されるのは主として補助金であると考え、その補助金を検討しようとする時には上記の事情から第19節の全体を一応対象とせざるを得ない所以である。

(2) 「補助金」の定義

①補助金の支出が認められる根拠

地方自治法第232条の2

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合には、寄附又は補助金をすることができる。

行政実例(昭28.6.29)

「公益上必要がある」か否かは、一応当該団体の長及び議会の個々の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではないから、客観的に公益上必要であると認められなければならない。

即ち、客観的な「公益上の必要性」が不可欠となるが、それでは「公益性」および「必要性」の定義をどう捉えるかを明らかにしておかなければならない。

②「公益性」の定義

地方自治法第1条の2

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を……実施する役割を広く担うものとする。

地方自治法上、地方公共団体の役割の基本は住民の福祉の増進にある故、福祉増進を実現しようとする行為が「公益」に適用のものであるとも考えられる。

「公益性」あるいは「福祉増進」といった概念は人によってかなりの差があるであろうことから、最近多くの自治体で進められている補助金改革に伴う事務事業の評価の際に「公益性」を定義する上で参考になつていっていると思われるNP0法を具体的な「公益性」を考える指針とする。

公益性の判断基準

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)

第2条(定義)

この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものとの利益の増進に寄与することを目的とするもの。

別表

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の増進を図る活動
3. まちづくりの増進を図る活動
4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5. 環境の保全を図る活動
6. 災害救援活動
7. 地域安全活動
8. 人権の擁護又は平和の増進を図る活動
9. 国際協力の活動
10. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
11. 子どもの健全育成を図る活動
12. 情報化社会の発展を図る活動
13. 科学技術の振興を図る活動
14. 経済活動の活性化を図る活動
15. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
16. 消費者の保護を図る活動
17. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

上記に次の項目を加える。

18. 少子高齢化対策
 19. 衰退の恐れのある産業の振興
- 以上19項目を以後の「公益性」判断の基準とするが、かなり広範囲に亘る。その結果として公益性の説明は比較的容易になり、これを説明できないものはそれこそ問題外ということになる。

こうした事情から本件監査の実施に当たり、個々の補助事業についての所管課担当者へのヒアリングの際に、当該補助金を廃止した場合に失われる公益とは何かという質問を極力行い、より具体的に公益性の説明を求めようと試みた。

③「必要性」の定義

必要性については時代背景、景気動向、それを考える人の置かれた環境等に大きく左右される。

しかし、多くの補助金は市民の税金を投入して行うものである故、常に市民の同

策はないか等の質問を行うことにより補助金交付事務においてこの問題がどの程度意識されているかを把握しようとして試みた。

ウ) 財政的支援の必要性

住民の福祉増進を図る活動に関して行政と市民とが分担し合う構図が求められる現在、行政が補助金という形で財政的支援を行えば行政の責任が全うされるとは言えなくなっている。この部分における行政の責務は、市民の自発的参加・協働を促すための行動であろう。

今日ではNPO団体やボランティア団体の活動、市民団体の行う啓発活動等、企業が行う社会貢献を目的とする活動、専門業界の行う無料相談や出前講座等の活動など幅広い分野で行政の手を借りないで行う活動が増加している。これらはいずれも市民、国民の個人段階における社会との関わりを見直す機運が高まっていることとの表れといえよう。

ここで問題となるのは、補助事業者の財政状態と、補助事業者の行う当該補助事業の収支状態との何れを財政的支援の必要性の判断根拠にするかということである。多くの場合、個々の補助事業の収支予測上行政の財政的支援がなければ収支がバラバラしないことをもって財政的支援の必要性を判断しているのではないかと思われる。しかし、上述のように市民協働型の行政経営が求められる現在、事業者の積極的意思に基づいて行う事業（補助金は事業者からの補助金交付申請を受けて決定交付するものである故、事業実施はその事業者の積極的意思に基づいて行うものと言わなければならない。）については、その動機が社会貢献なのかどうかは別として、当該事業の収支予測がマイナスであっても事業者の財政状態がそれを十分収収できるものである場合には補助対象とすることには慎重さが求められる。

これに対して、補助金は一種のインセンティブであり、補助金を受けることにより補助事業の実施が促進されるから結果的には補助金があることにより行政目的がより多くの部分で達成でき易くなるという反論がある。

しかし、もしインセンティブが無いため当該事業が行われないとすれば、それが行われなかったことにより失われる「公益」を説明しなければならぬ。こうした場合に大きく「公益」が損なわれるようなことがあるとすればその事業は市が本来の事業として行うか或いは民間に委託して行うかしなければならぬものである。

本件監査においては、補助事業者の財政状態を必要に応じて把握し、交付決定の審査の段階で適切な判断が行われているかどうかを検証しようとして試みた。

意を得られるものでなければならぬ。従って客観性が求められる。

「必要性」を考える上でクリアしなければならない要素は次の通りである。

行政が関与する必要性

緊急性（今、交付する必要性）

財政的支援の必要性（補助事業者における）

ア) 行政が関与する必要性

補助金は、行政以外の事業者が行う事業に対しこれを交付することにより行政目的を間接的に達成しようとするものである。この場合における行政目的とは公益の維持・獲得或いは住民の福祉増進である。従って、市民が自ら為すべきこととは峻別されなければならない。

「市民協働」がこれからの行政経営のキーワードとなるであろうことから、補助金という問題に対する行政の関わり方の枠組みを整理することは極めて重要である。この枠組みは地方により様々であろう。夫々の自治体の財政事情に大きく左右されると思われるからである。しかし基本的には補助事業者の自立を促すためのサポート体制を用意するなど、補助金以外の方法での行政の関わりを広めてゆくべきであると考えらる。

本件監査においては、所管課へのヒアリングの際に、市が関与することの妥当性、国・県との相乗り補助や上乘せ補助の妥当性について質問することにより行政側の意識を把握しようとして試みた。

イ) 緊急性

緊急性は多くの補助対象候補の中での優先性でもある。この点については2つに分けて考える。

A. 政策目標との関連

政策目標において緊急性や優先性がある場合にその政策目標実現のために民間の補助事業者に対して交付される補助金は矢張り優先度が高いといえよう。

B. 住民ニーズとの関連

住民ニーズは時代と共に当然変化すると考えられる。例えば20年以上も前に開始され今日まで延々と続けられている補助事業などは果たして今日の住民ニーズに適ったものであるだろうか。

また、歳出削減という流れの中で限られた予算をどう振り分けるかという状況の下、住民ニーズの変化に即応できるのかとの疑問がある。補助金は全て確保・縮減かというとして決してそうではなく、如何に効率的・効果的に支出するかということである。硬直的に継続される補助金のせいで今日の住民ニーズが反映されていないのではないかと危惧を抱かざるを得ない。

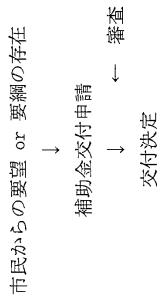
以上のように、こうした緊急性や優先性についての普遍的な定義は不可能であり極めて相対的な概念と割り切らざるを得ない。

本件監査においては、補助事業全体のアンケート調査により形骸化・既得権化の実態を明らかにするとともに所管課へのヒアリングの際に、補助金以外の代替

(3) まとめ

補助事業者が行う補助事業について、行政が補助事業者に“お願い”して行って貰っているものがあるとするれば財政的支援が必要ということになるだろうが、それは補助金という範疇ではなく例えば委託料、負担金の類いであろう。

補助金とは、



という一連の手続きを経て実行されるものであり、補助事業者からの申請があることが前提である。

以上をまとめると「補助金」の定義は次のとおりとなる。

- 行政以外の個人・団体等が行う、
- 市民の福祉増進（公益）に資する行為で、
- 市の政策目的に合致し、
- 早急に実施することが望ましく、
- 実現可能であるが、
- 事業者の財政状態では事業者単独では行い得ない、
- 事業者から補助金交付申請のあった、
- 事業。

「補助金等」或いは「補助金」と一括りになっているが、その内容は千差万別であり個々の事例に即した判断が要求されることは当然であるが上記において整理した「補助金」の定義を基本スタンスとして本件監査を行うこととする。

3. 潜在的問題点の把握

(1) 現行補助金制度の課題

- 一般的に補助金制度の課題として次のような点が指摘されている。
- ・ 所管毎に多種多様な補助金があり、市民にとって分かりにくいものとなっている。
- ・ 長期に亘り交付先が固定化され、既得権化している。
- ・ 時の経過と共に前例踏襲で支出されがちであり形骸化しているものがある。
- ・ 補助事業者において補助金に依存しがちとなっている。
- ・ 補助金の効果について、市や補助事業者はその説明責任を明確にしていない。

etc.

また、こうした課題が克服できないでいる原因については次のような点を指摘することができる。

- ・ 補助金交付に関するルールづくりの不備。
 - 歳出全体のなかで補助金をどう位置づけるか
 - 要綱等の整備が必要ではないか
 - 補助金交付の基準をどう決めるか
 - 審査事務はどうあるべきか
 - 補助事業者に課す説明責任はどうすれば果たされるか
- ・ 事業評価システムの不備
 - 公益性の定義が具体的に示されているか
 - 必要性の定義が今日的に整理されているか
 - 政策への適合性を誰が判断するのか
 - 補助事業者の自立を促す努力は行われているか
 - 何故、終期を設定できないのか
 - そもそも見直しをするという発想が存在するのか
- ・ 事業評価評価主体（評価実務者組織）の不備
 - 行政内部で厳しい評価を行うことが可能か
 - 評価メンバーに市民を加える必要はないか
 - 評価主体は全庁的なバックアップに支えられるか
- ・ 行政が担う説明責任を果たす努力の欠如
 - 効果の測定が行われているか
 - 成果を市民に知らせているか
 - 補助金全般に関する情報が公開されているか

etc.

金沢市の補助金においても同様の問題点についての検討が必要であり、これらの実態を把握することが重要であると考えられるが、補助金の件数は膨大な量であると思われ、これを全て個々に検討することは時間的に不可能と思われるので全補助事業についてのアンケート調査で概要を把握するに止め、金額的或いは性格的に細部の検討が必要と考えた案件に限って調査の対象とした。

第3 地方行政が補助金を交付する意義

1. 補助金の分類

「補助金」と一括りにされてはいるが、その内容は多種多様であり、これらを分類整理しなければ問題点に関する原因が判然とはしない。原因が把握できなければ対応の仕様が異なる。そこで「補助金」を分類することを試みた。
こうした分類作業は、その目的によって結果が異なる可能性はある。本件の場合、共通して存在するであろう問題点のある程度想定して分類した。

(1) 政策型補助金

次のような性格のものが当てはまる。
国等の施策に基づくもので仕組みのなかに地方の負担が組み込まれているもの。
社会保障に係るもの。
極めて常識的な行政負担であると考えられるもの。
過年度における債務負担行為の結果として存続しているもの。
補助事業の内、このグループに属するものには次のようなものがある。

補助事業名称	平成17年度決算額
出産育児一時金	155,400千円
葬祭費	124,600
私立保育所改修費等補助(国庫補助事業)	11,515
老人福祉施設整備資金借入償還費補助	149,644
病院事業運営費補助	506,785
公衆街路灯電気料金等補助	101,588等

この内、病院事業運営費補助のように事業の効率性を別途検証する必要があるものも含むが、総じて見直しが必要であるとすればそれは補助金ではなく制度そのものである。

また、「負担金」はこのグループに属するものが金額的には殆んどを占める。

負担区分	平成17年度決算額
港湾費	906,061千円
道路新設改良費	160,105
土地区画整理費	1,535,210
街路事業費	1,654,285
下水道費	8,843,870
保険給付費	36,344,118
老人医療給付費	43,235,067
介護保険給付費	22,483,467等

これだけでも115,162,183千円になり、交付金総額の98.7%を占める。

(2) 課題を生じる原因

こうした補助金制度が孕む課題は何故生じるのか。多くの課題を抱えているという現状は制度そのものの欠陥としか言いようがない。

問題の根源は、個々の補助金が評価に晒されていないという点にある。

この場合の評価とは行政内部における事業評価と市民の眼による評価とを指す。
金沢市では個々の補助金について確立した事業評価システムを持ち合わせていない(後述するように平成18年度からこの問題に本格的に取り組み出している)。また、事業評価に関して市民がそこに参加していることもなく、積極的な情報開示も行っていないのが現状であると判断した。

(3) まとめ

本件監査の目的は、個々の補助金の実証的検討を通してこれら補助金の問題点を探ることにより、それらを整理することにより結果的に補助金改革の方向が見えて来るのではないかと考えている。

補助金には多種多様なものがあり、特に国や県の補助制度に関連したものは市独自では改革しようのないものが多いと思われる。また、これらには歳入と歳出とが両建てになっているものもあり、これら全てを一つの物差しで計ることはできない。「補助金」と一括りされるものを幾つかのグループに分け、それらの特性に応じた対応を考えなければならぬ。

本件監査に当り、先例である他の自治体の過去の包括外部監査報告書や行政改革とくに補助金改革に関する論文等や幾つかの自治体の補助金改革の実践例を大いに参考とさせて貰った。参考にしたこれらの文献等を紹介すべきであろうが、それらの指し示すベクトルは全て同一方向に向いていると思われるので割愛する。

(2) 公益法人等運営費補助金

市の外郭団体である財団や公益性の高い団体に対する運営費補助が含まれる。これらの団体に対しては事業費補助という形で補助金が交付される場合もあるが、これが長期化している場合には実質的には運営費補助といえるべきであろう。

補助事業の内、このグループに属するものには次のようなものがある。

補助事業名称	平成17年度決算額
金沢国際交流財団補助金	57,779千円
石川県音楽文化振興事業助成費	148,855
金沢芸術創造財団運営助成費	250,044
金沢文化振興財団助成費	87,833
金沢市スポーツ事業団自主事業補助	277,095
私立保育所運営費補助	678,165
私立保育所特別事業促進補助	620,323 等

このグループに対する補助金は、公益性についての説明はできると思われるが、重要性については検証を要する。

(3) 県関連補助金

一の事業に対し、石川県と金沢市が同時に補助金を交付しているもの。所謂相乗り補助であるが、県と分担することは是非や分担の割合の合理性について検証する必要がある。また、県との協議のなかで見直しを図ることも必要である。補助事業の内、このグループに属するものには次のようなものがある。

補助事業名称	平成17年度決算額
国際機関等との連携による国際協力方策等調査事業補助金	24,840千円
金沢商工会議所小規模事業費補助	17,000
観光事業助成費	25,700
金沢コンベンションビューロー事業助成費	25,583
活性化モデル商店街支援事業費	19,460 等

(4) その他の補助金
運営費補助、事業費補助を問わず、その公益性・必要性の検証が必要である。

2. 補助金の必要性

市の政策を実現するためにには市の本来の事業として実施すればよいのであり、何も補助金を必要とすることにはならない。補助金の交付は当該補助事業を実施する民間の補助事業者が存在し、その補助事業者には当該事業を実施する財政的基盤が十分ではなく市が補助金という形で財政的支援を行うことで事業遂行が可能となり、その結果として市が意図する政策実現に寄与するという効果が期待できる場合に生じ得るものといえよう。

即ち、公益性という大前提に加えて、

財政的支援の必要性

政策実現効果(市が関与する必要性)

という条件を満足するものでなければならぬ。

補助金の原資は基本的には市民の税金である。この税金を投入することに対し市民の理解を得ようとするならば上記の必要条件について説明できるものでなければならぬ。

補助金の交付について、その公益上の必要性を説明しようとするとき、公益性については殆どどのケースで首肯し得る説明を受けることができる。前述したように公益性の概念は相当広いものであり、この点については所管部署においても十分に検討しているようである。しかし、公益上の必要性の説明はこの公益性の説明に終始しており、他の条件、即ち財政的支援の必要性や政策実現効果などについての説明は多くの場合に欠落している。

例えばイベント補助にみられる効果測定については多くの場合、参加者が何人であったとの報告をもって効果の測定としているが、果たして参加人員の把握をもって政策実現効果の説明になるのだろうか甚だ疑問である。政策実現効果が説明できない補助金は単なるバラマキでしかない。

一般的に、公益性の説明ができれば補助金の交付は是認されると考えられている風潮があるようであるが、それは誤りである。

3. 補助金見直し論議

昨今多くの自治体において補助金の見直しに着手している。金沢市においても同様である。

補助金見直しの必要性は、第一義的には財政再建との関係において説明される。財政の逼迫化が補助金の見直しによる歳出削減を求めている。しかし、例えば景気が回復して歳入が伸びれば補助金は従来通りでよいのだろうか。

金沢市は市民協働を基本政策の一つとして掲げている。NPOやNGOに限らず、今や多くの団体等が社会貢献をスローガンに掲げている。そうした団体等の殆どが補助金を受けずに活動している。幾つかの例において、その補助事業者の行う補助事業のみに限って見れば補助金がなければその事業遂行は不可能であるが、その団体等の全会計では余剰金を生んでいるというようなケースが見られる。また、多額の留保金を有する場合も見られる。こうした団体等に税金を投入して財政的支援が必要な

第4 行財政改革の現状 (参考)

1. 金沢市の行政改革大綱
金沢市における行財政改革への取り組みの内容は次の通りである。

(1) 金沢市行政改革大綱 (第4次)
平成16年3月策定 (平成18年1月一部改定)、平成16年度から21年度迄に
推進
基本方針

①市民とともに歩む市政の推進 (市民協働)

②時代を切り拓く行政経営の展開

③健全な財政基盤の確立

(2) 金沢市行政改革実施計画 (金沢市集中改革プラン)

平成18年1月策定、平成17年度から21年度に実施

改革の具体的方策および具体的取り組み事項を定める

このうち、健全な財政基盤の確立に関しては次の通りである。

①事務・事業の見直し (経費の節減・合理化)

ア. 事務事業の効率化の徹底

イ. 補助金等各種制度の整理・見直し

ウ. 用地の取得及び処理の適正化

エ. 公共事業等の見直し

オ. 公共事業の抑制

カ. 公共工コストの縮減等

ク. 入札・契約方式の改善

③受益と負担の見直しと財源の確保

ア. 使用料及び手数料の見直し

イ. 収納体制の強化と自主財源の確保

④市債の適正運用と財産 (基金等) の有効活用

ア. 市債の適正運用

イ. 財産 (基金等) の有効活用

(3) 補助金等各種制度の整理・見直し

主な実施計画

補助金制度の再構築

高率補助、個人の資産形成に係る補助、各種の団体に対する補助などについて補助制度のあり方を見直す。

17年度に実施方針決定、18年度から実施

(4) 金沢市行政評価の取り組み

行政評価は、行政の透明性を高め、効率的で効果的な市政の実現を目指すとともに、市政の内容を市民によりわかりやすく説明するための手段である。

具体的には、市政の施策や事務事業の内容について分析を行い、必要性、有効性、効率性、優先性、公平性などの視点で評価を行い、改善につなげていく仕組みであ

であろうか。

市民協働という考え方の下では、社会貢献を果たそうとする意志に代表されるように市民の全てが自分達で出来ることは自分達で賄うという意識を醸成することが必要である。

市の政策に合致し政策実現効果が期待できる事業に対し、自立までの支援として補助金を交付し、また、自立のための情報等支援を行うというのは市民の理解を得られるであろう。要は補助金交付の目的は、事業や団体等への支援ではなく自立の支援と考えるべきであろう。

以上のように補助金の見直しの必要性は、補助金本来の意味を考え直し新しい補助金の交付システムを構築すべきであるという点に見出すことができる。昨今の財政再建のための補助金改革というのは一時の社会現象に過ぎない。

公益上の必要性という、補助金交付の大前提となる要件とは別に、自治体が補助金改革を行おうとするとき「透明性」を要求することも常識となっている。

地方分権化において、行政単位毎のスタンスを明らかにすることは住民に対する責務である。北海道夕張市の例は逆の意味で好例である。民主主義のルールは尊重すべきであるが、一部の市民しか投票所に足を運ばないという現実はどう考えればよいか。結局、夕張市の例は特異な例とはいえ、市の政策に賛成できない市民の転出が起り得ることが現実となった。これは必ずしも終身雇用制が当たり前ではなくなったこと、社会の反映ともいえ、そこに居住し続けなければ生きてゆけないということでは無くなつたともいえよう。

即ち、行政の政策実現には市民の賛同が必要であり、そのためには政策の実現過程における透明性が求められることも当然といえよう。

また、交付金として支出されている金沢市議会政務調査費のように透明性に関して問題提起がなされている事柄もこれからは更に意識されるべきであろう。この件は現在係争中であり深く立ち入ることは控えたが、こうした問題が生じるのは税金の負担者である市民に対する説明責任が理解されていないことによるとしか言いようがない。どこまで公開するかという点については様々な意見があるろうが、それらが本来の趣旨に則った使われ方をしていてという保証を市民に与える努力は是非とも必要である。

2. 国の指針等

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成18年3月29日総務事務次官通知)が策定され、地方公共団体が行う行政改革の参考とすよう求められている。

その概略は次の通りである。

第1 計画的な行政改革の推進と説明責任の確保

- 1 行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表
- 2 説明責任の確保
- 第2 行政改革推進上の主要事項について
 - 1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(1) 民間委託等の推進

(2) 指定管理者制度の活用

(3) PFI手法の適切な活用

(4) 地方独立行政法人制度の活用

(5) 地方公営企業の経営健全化

(6) 第三セクターの抜本的な見直し

(7) 地方公社の経営健全化

(8) 地域協働の推進

(9) 市町村への権限委譲

(10) 出先機関の見直し

2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

3 定員管理及び給与の適正化等

(1) 定員管理の適正化

(2) 給与の適正化

(3) 定員・給与等の状況の公表

(4) 福利厚生事業

4 人材育成の推進

5 公正の確保と透明性の向上

6 電子自治体の推進

7 自主性・自律性の高い財政運営の確保

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

(2) 補助金等の整理合理化

(3) 公共工事

(4) 公的施設

8 地方議会

る。

金沢市の行政評価の目的とするとところは次の通りである。

- ① 市政の透明性の確保、市民参加の促進と説明責任の向上
- ② 多様化する行政ニーズに応える効率的・効果的な行政運営の実現
- ③ 事業効果の点検と見直しなどの改善
- ④ これらを通じた職員意識改革

(5) 補助金改革と行政評価

補助金改革に係る作業は、

①補助金制度の見直し

②個々の補助金の見直し

を通して実施される。

補助金制度の見直しにおいては、先ず現行の補助金の実態に潜む問題点を洗い出すことから始めなければならない。結局、個々の補助金の見直しからスタートし、現行の補助金制度が抱える問題を整理し、その結果今後のあるべき補助金制度を構築するといった一連の過程を要する。

この、個々の補助金の見直しにおいて行政評価とくに事務事業評価の手法が有効となる。

金沢市では第三者評価をも取り入れた補助金評価の実施に取り組み始めた。この際の見直し基準は概ね次の通りである。

①補助金の要件

- ・客観的に見て公益上必要であると認められること
- ・費用対効果が期待できること
- ・社会経済情勢に合致していること
- ・市民協働において市が真に補助すべき事業・活動であること

②具体的事項

- ・原則機会均等であるが所得制限等も考慮
- ・終期を設定する
- ・補助金額・補助率の設定
- ・補助対象の明確化
- ・類似制度の見直し
- ・奨励的補助、個人資産に対する補助の見直し
- ・公平・公正・透明な執行
- ・補助制度の評価と改善
- ・他都市の状況把握